

街づくり協議会ニュース

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、地区の皆様にご協力をいただき、街づくり協議会において案を作成いたしました地区計画が、このたび正式な市の都市計画として決定されました。街づくり協議会は、平成18年に発足した前身のまちづくり委員会から数えて12年超にわたり「住みやすい街の実現」を目指して活動を続けてまいりましたが、市の計画が決定したこの機会に解散することといたしました。活動期間中、地区の皆様からいただいた多くのご支援、ご協力に感謝申し上げます、解散のご挨拶とさせていただきます。

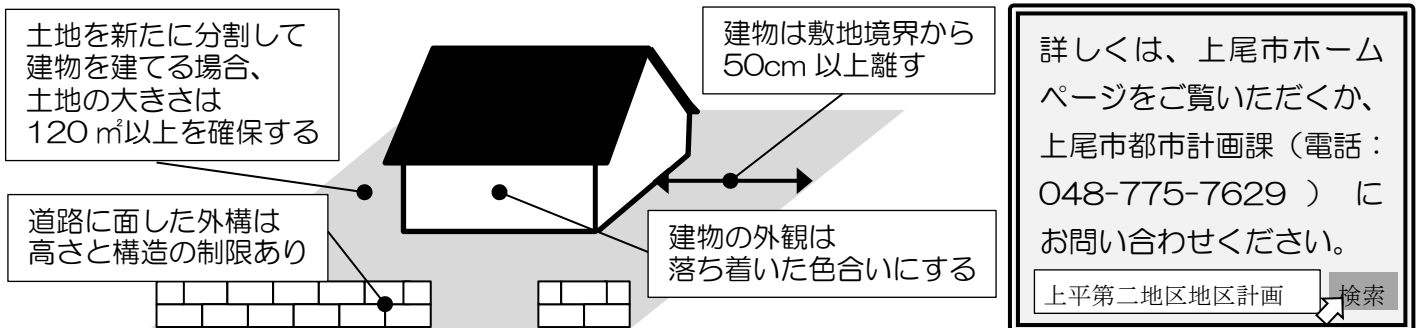
上平第二地区地区計画ができました！

新しくできた『地区計画』に、街づくり協議会が平成25年に策定した『街づくり計画』（住民・行政・事業者の三者が協力して住みやすい街の実現を目指すもの）の内容が引き継がれました。今後、地区の皆様が以下いずれかのケースに直面した場合、『地区計画』が関係することになります。

1 住宅や外構などを新築・増改築したい

→ 地区計画のルールに従って造る必要があります。また、建築の前に市に届出をする必要があります。
住宅メーカーや外構業者に建築などを依頼する場合は「地区計画がある」旨、必ずお伝えください。

『地区計画』による建築のルール等



※現在、すでにある建物や外構には影響ありません。『地区計画』は、今後、建替えや再塗装などする場合に適用されます。

2 道路環境の改善を市に要望したい

→ 地区計画に基づく個別対応が出来る場合があります。各事務区を通じて市役所にご相談ください。

『地区計画』には、地区の皆様と市役所とが一体となって進める住環境整備の方向性についても記されています。この方向性と合致するもので、関係権利者の方がご協力、同意をいただけたものについては、市に整備を求めることが出来る場合があります。

【『地区計画』に記されている住環境整備の方向性】

- ① 狭あい道路（幅員4m未満）の拡幅整備
- ② 骨格道路〔上平分署前通りから紅花保育園に至る道、シラコバト団地給水塔から宮ノ下集会所方面に向かう道〕の道路空間確保
- ③ 見通しの悪い交差点への隅切り設置、路面標示の整備